

<保護者用>

登園届 (保護者記入用)

園児氏名 _____ (男・女) 宇山光の子保育園
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 072-851-0560

病名「 _____ 」と診断され、
_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____

印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと <u>※登園までに必ず再受診し、医師から登園の許可を得てください</u>
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	化膿していたり炎症が広範囲に広がっている場合は、受診を依頼することがあります。	
伝染性軟属腫 (水いぼ)		

※頭ジラミにつきましては登園届の提出は不要ですが、駆除を開始してから登園をお願いします。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に準ずる

感染症に係る登園に関する意見書（医師記入用）

園児氏名 _____ (男・女)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宇山光の子保育園
072-851-0560

病名「 _____ 」、
_____ 年 _____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園
可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をおねがいします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での保育所生活が可能となった状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日（発熱した日）から 5 日経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症（発熱）した後 5 日経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから 5 日間経過しかつ全身状態が良好になってから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎(アデノ)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められていること
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に準ずる